



## 医療保険制度のお話

医療機関受診時に支払う「患者負担」については、2006年10月から一部の高齢者の負担が引き上げられ、皆様の関心も高くなっている事と思います。今回は、この「患者負担」の他に毎月保険者に納める「保険料」についてお話しします。

### ～ 保険者と被保険者～

毎月保険料を徴収し、それを財源としてケガや病気で医療保険を利用する状態になった人を保険によって保障する（保険給付）運営機関を「保険者」といいます。これに対し、毎月保険料を納め、交付された被保険者証を受け取り、保険給付を受ける権利を持った者を「被保険者」といいます。

### ～ 社保の保険料～

社会保険の保険料は本人の標準報酬（月額）によって決められるもので、家族ひとりひとりについての保険料は納めません。したがって、被保険者は本人のみで、家族は被保険者に扶養される者つまり被扶養者ということになります。毎月事業主と被保険者が1/2ずつ負担すると定められていますが、「任意継続被保険者」についてはその全額を負担しなければなりません。

### ～ 国保の保険料～

国民健康保険の保険料は世帯単位に定められ、市町村ごとにその実情に応じて決められています。したがって、国保の家族（世帯員）は、ひとりひとりについて保険料を納入することになりますから、世帯主と同様、全員が被保険者です。

### ～ 医療保険の給付率とは？～

医療に要した費用（診療費）のうち、保険者が負担する割合を「給付率」といいます。従って、給付率が7割であれば残りの3割が「患者負担分」となります。

〔 初診時に頭部MRI、頭部X-P、頸部X-P実施  
保険者7割給付、患者負担3割の例 〕

診療費	24,350円	0円
	↓	
保険者給付	17,050円(24,350円×0.7)	)
	↓	
患者負担	7,310円(24,350円×0.3)	

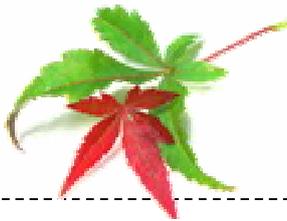


～高齢者負担引き上げとは？～

少子高齢化が進む中、医療保険制度を持続していく為、2006年10月より医療保険制度が変更されました。具体的には、70歳以上(65歳以上の障害のある老人受給者含む)で一定の所得がある方は、窓口負担が2割から3割になる他、非課税世帯を除き、全ての世代で医療費の自己負担上限額が引き上げられました。  
この負担増は医療機関の収入増にはなりません。

70歳以上高齢者(2006年10月現在)

窓口負担	外来月額上限額	年収額
1割	12,000円	520万円未満 (単身世帯：383万円未満)
3割	12,000円	621万円未満 520万円以上 (単身世帯：484万円未満 383万円以上)
3割	44,400円	621万円以上 (単身世帯：484万円以上)



年収額は厚生労働省の夫婦2人世帯のモデルケースです。  
税制改定で新たに「現役並み所得者」となった人は、自己負担上限額については2008年まで「一般」と同額に据え置かれます。

目まぐるしく変わる医療保険改定により、医療機関受診時の自己負担増加に対する不安をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、医療保険は皆様の健康を守る重要な役割を担っているものです。ご自身の健康を維持する為にも、是非医療制度の正しい知識を身につけられ医療保険を有効に活用して頂きたいと思っております。ご不明な点がありましたら、当院の窓口若しくは役所の担当窓口やご加入の健康保険にお問い合わせ下さい。

### 江別脳神経外科

江別市中央町1-12(3番通り沿い)  
TEL(011)391-3333 FAX(011)391-3311

	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00						
午後 2:00~6:00				/	/	/

